

経験世界のヒュームの再構成（二）

伊 勢 俊 彦

第二章 物件へのアクセスにおける因果性と他者への依存

第一章では、人と人との関係に焦点を当て、親密圏を特徴づけるケアシケアされる関係、公共圏を特徴づける、正義の規則によって律せられる関係を取り上げて、両者のあいだのギャップを埋めるものとして、子どもと養育者の親密な関係の中で生まれ、しだいにより広い社会へと広がっていく信頼のネットワークのあり方を考察した。本章では、人と物との、因果性によって特徴づけられる関係に論述の主題を移す。

社会的世界における因果関係についての信念があてになるかどうかは、しばしば、個体的主体と信念の対象との関係だけでは決まらず、主体のコントロールを超える外部的要因にかんする想定に依存する。このことは、ヒュームにならって人の人に対する支配拘束を因果関係の一種と見なすならば、むしろ自明のことである。下僕が主人に従い、被統治者が統治者に従うことは、それらの個人のコントロールを超えた法や慣習を前提とし、また、関係する諸個人が法や慣習に反する意思を持たないことを前提とする。しかし、同様の外部依存が、人と人、人と物との関係に広範に及んでいるとすれば、その含意は決してトリヴィアルではない。以下では、とくに社会に属する個人の物件へのアクセスにかかわる因果的なファクターを検討することによって、われわれが思考と行動の当然の前提としている物件への認知的・言語的・実践的アクセスが、社会の他の成員の行動についての想定に深く依存すること、そしてなおかつ、この想定がまれにしか明示的に意識されず、多くの場合、想定が裏切られてはじめて、何を想定していたかが明らかになることを示したい。

一般に、われわれが人の行動をあてにするしかたは、二つに分けることができる。一つは、われわれが、人の行動に影響を与えることを、明示的な目的の一部として行動する場合である。この場合は、われわれの行動の成功が、目的とする人の行動に影響を与えることができるかどうかにかかるとは、自明であろう。これに対して、われわれが人の行動に影響を与えることを直接の目的としない場合でも、われわれの行動の成功が、人々の行動に依存する場合がある。

本章の主題である人から物件へのアクセスは、まさにこの後者の場合に当たる。パトナムが指摘した「言語労働の分割（言語的分業）」という事態は、われわれが語を用いてある種の物件を意味ないし指示するという、物件への言語的アクセスにおける、他者の行動への依存を示している。これと平行な他者依存が、所有という、それ自体が一つの因果関係でもある物件への実践的アクセスにおいても見られる。これにかかわっては、所有についてのヒュームの議論を参照しながら考察する。

さらに、「労働の分割」のあり方を社会の成員のあいだで所有が確立、承認される過程に即して検討することによって、「労働の分割」とそれぞれの「労働」の成立のために、その都度ごとの社会的相互承認、ないしヒュームの言う「合意（convention）」が必要であることが見て取れる。

この「合意」ないし承認は、大半の場合、関係する社会の成員による明示的な意思表示を伴わな

い。こうした、明示的な意思表示を伴わない「合意」において、社会の成員の利益がかかるのは、何らかの積極的な行動をたがいにとるというより、たがいの行動に対する異議や妨害の不在である。あらゆる異議や妨害について、それが実際に生ずるまでは、社会の成員たちは具体的な考えを持たず、それらが実際に起こることは、予期せぬ裏切りであり、不意打ちである。社会における人間の協調は、常にこうした裏切り、不意打ちの可能性をはらんでおり、社会がもたらす安全は、その反面として脆さと不確実性を本質的に含んでいる。

明示的な依存と暗黙の依存

「あらゆる社会において、人々は相互に大きく依存し合っており、ほとんどいかなる人間の行為も完全にそれだけで完結することはなく、行為が行為者の意図に十全に応えるのに必要な、他の人々の行為との何らかの関係なしに遂行されはしない。」ヒュームはこう述べる (E 8.17; SBN 89¹⁾)。この相互依存自体が一種の因果関係であり、ヒュームによれば、人が行為する際にその支えとなる他者の行為についての想定もまた、過去の経験にもとづく因果推理の結論である。

ただし、こうした想定の対象となる他者の行為には、自己の行為の目的の一部として主題化されるような種類のものもあれば、行為が成功するための背景条件として、通常は意識されないような種類のものもある。ヒュームが挙げている例では、貧しい職人が、商品に買い手がつくことをあてにして市場に商品を持ち込む場合、買い手の行動は、達成すべき目的の一部として意識されているであろう。これに対して、同じ職人が、労働の成果を享受するために統治者による保護をあてにするというとき、その期待は、自分の身体や財産に具体的な危険が迫っていると思われる場合でなければ、明確に意識はされないであろう (Ibid.)。

この職人の例では、彼の行為の目的の中心は、自らの労働によって生産した商品の対価を得ることにある。その目的の実現は、買い手となる人の行為に直接に依存し、それゆえ、期待する行為を買い手から引き出すことも、目的の一部として主題化される。これに対し、市場における取引が正常に行われるための秩序を維持する統治権力の機能は、主題化された目的 - 手段関係の背景にあって、通常はとくに意識にのぼらない。またこの場合、統治者に期待されるのは、必要に応じて適切な行為を起こす力の保持であり、具体的なあれこれの行為ではない。統治者に期待される行為が具体的に特定されるのは、秩序を乱す危険が具体的に現れないし予期される場合に限られよう。

物件へのアクセスと外部への依存

このように、直接意識されず、内容上も具体化されない他者の行為についての想定への依存は、人の行為に影響を与えることを直接の目的とするのではなく、物件へのアクセスを確保しようとする場合にも、いや、そうした場合により特徴的なしかたで見出される。

ここで物件へのアクセスというとき、自分が他者を排除して物件を支配占有する、すなわち確保しないし所有という形をとった物へのプラクティカルな関係と、自分の思考や発話行為がある物に届く、つまりその物について考え、語ることに成功するという、物へのセマンティカルな関係の両方を視野におくことにしよう。この両者を結びつける考察の糸口となるのは、パトナムによる「言語労働の分割 (言語的分業)」という比喩である。

例えば「金」という語は、日本語の多くの話者が獲得しているが、実際にある金属が「金」の外延に属するかどうかを判別できるのは、ごく一部の専門家である。こうして、多くの話者は、語の

外延の確定という「言語労働」を専門家に任せながら、語の日常的使用という「言語労働」を行なっている。これが「言語労働の分割」である。この時、多くの話者は、語の意味を確かに自分のものにしてはいるのだが、それがいかにして自分のものとなっているのかを知らない。この時、話者が語によって何を意味するか、話者の心理的狀態によっては定まらない。この事態を、パトナムは「意味は頭の中になく」と言い表わした。このようなことが起こるのは、ある話者が一定の語の使用においてある対象を意味ないし指示することの成功、言い換えれば物へのセマンティカルなアクセスの確保が、話者の認知的な把握の外にあるファクターに依存しているからである (Putnam 1975, pp. 223ff.)。この場合、意味ないし指示は、話者が頭の中にとらえている概念的 content によるのではなく、言語共同体の成員の行動の因果的連鎖を介して成立する。

これにパラレルな事態が、所有についてのヒュームの議論のうちに見て取れる。ヒュームは言う。「ある対象の所有は、それが何らかの実在的な、道徳や心の感情と関連がないものとされるときは、完全に感覚不可能な、考えることさえ不可能な性質である。また、所有が固定しているとか移転するとかいう判明な観念を形成することもできない。」(T 3.2.4.2; SBN 515)

所有 (property) とは「正義の諸規則、ないし人々の合意から引き出される、〔対象の〕安定した確保 (possession)」(T 3.2.3.7; SBN 506²⁾) である。確保が成立するのは、「〔物に〕直接接触しているときばかりではない。それを使用する力があるような位置にあり、そのときの好悪や利害に応じて、動かし、手を加え、あるいはこわすことのできる時」(ibid.) であり、これは一種の因果関係である。したがってまた、所有も因果関係に他ならない。しかし、「対象を使用する力の確実さは、われわれが出会う障害がどれだけ蓋然的であるかに応じて増減する。また、この蓋然性は、それと感じないあいだに緩やかに増大することがある。そのため、多くの場合、どこで確保がはじまり終わるのかを決定するのは不可能である。」(ibid.) してみると、対象の確保とは、人と対象の可感的な関係として成立するというよりも、むしろ、現在はない (動かし、手を加え、こわす等の) 可感的な関係を随意に作り出す上での障害の不在であると言える。このように、因果関係が、原因とされるものと結果とされるものの可感的関係なしに想定されるという事実は、恒常的接続の経験による精神の習慣的推移が因果関係を構成するという、ヒュームの因果論の一般的なイメージと衝突するが、このことについては後で述べる。

確保とは物件を使用する力であり、その力の行使に対する障害の重要な源泉が他の人間の振る舞いであるため、対象の安定した確保は、人々の合意によるたがいの所有の承認を必要とする。他方、この合意によって除去される障害は、それがうまく除去される限り、具体的に特定した形で意識されない。「言語労働の分割」の場合に、個人による語の獲得が、その個人の意識の外のファクターに依存するのと同様、個人による対象の所有も、その個人が明確に意識しないファクターによっている。これが、ヒュームが「観念の理論」によって「所有の観念」に内容を与えようとする際の困難を引き起こすのである。

所有の何が問題か

所有は「特定の種の因果性」であり、かつまた、誇りの情念を生み出すすべての関係のうち「最も密接なもの」と見なすことができる。ヒュームはそう述べる (T 2.1.10.1; SBN 309f.)。しかし、『人間本性論』の叙述が進む中で所有が示すいくつかの特徴は、一見、因果性の一種としては変則的である。例えば、所有は力の一種とみなされるが、その力が行使されないことも可能である (T 2.10.9f.;

SBN 314f.)。また、ヒュームが、所有の明確な観念がまったく存在しないことを認めているように見える叙述もある (T 3.2.4.2; SBN 515, T 3.2.6.3; SBN 527)。私の見るところ、これらは、ヒュームの議論の本筋から外れた小さな混乱ではなく、「力」や「所有」といった因果的な概念が日常的思考の中で働くさいの、重要な特徴にかかわっている。人が物に対してそれを支配する力を持っていると考えられるのは、必ずしも、その人と物とのあいだに知覚可能な関係が現実的にある、あるいは高い蓋然性をもってあるからというわけではない。むしろ多くの場合、それは、その人が物とのあいだに何らかの知覚可能な関係を生じさせようと意志すれば、それを阻むものはないであろうと想定できるからである。また、そのような想定をなすさいに、いかなる関係が生じうるのか、また、そのような関係が実在化するのにいかなる障害がありうるのか、通常は具体的に考えられてはいない。そのような想定には明確な根拠がなく、そのような想定がなされていることさえ、通常は意識に上らない。日常的な思考や行動の大半の場合、その土台にこうした想定があるのだが、それに注意が向けられるのは、通例、他の人々の予期せぬ行動によってその想定が裏切られる場合のみである。人は、日々他の人々や諸事物とかかわりながら生きているが、その土台には、人々が、たがいの行動について持つこうした漠然とした想定がある。人は、他の人々を、漠然と、根拠なくあてにしており、予期せぬ裏切りに対しては無防備である。人が、他の人々や所持物に対して持つ力は、自分の力が及ばない事柄についての、具体的でなく、そもそも前もって具体的にすることができない想定に依存している。

力とその行使

上にも述べたように、所有の観念についてヒュームが表明する困難は、パトナムの「言語的分業」の議論が示す、物件への意味論的アクセスにおける他者依存にパラレルな形で、所有の成立が他者の行動についての漠然とした想定に依存していることから生じる。このことをさらに明らかにするために、『人間本性論』第2巻第1部における力とその行使についてのヒュームの議論をより詳しく見てみよう (T 2.1.10; SBN 309ff.)。

ヒュームによれば、厳密で哲学的な考え方に従う限り、力とその行使を区別すべき根拠はない。しかし、人間の情念はこの哲学に従わないと、ヒュームは認める。とはいえ、ヒュームがここで論じるのは、人間の情念一般ではなく、所有についての誇りの情念である。

まず、ヒュームは、人間の行動一般にかかわる不確実さを指摘する。人は、その実行を妨げるだけの強力な動機がない限り、どんなことでもできなくはないように思われる。そのため、われわれはしばしば、ある人がどんな道筋で行動するか推測する具体的な根拠がないままに、その人にはさまざまなことをする力があると認めなければならない (T 2.1.10.5ff.; SBN312ff.)。

しかしこれだけでは「富に伴う満足を十分には説明しない」とヒュームは言う (T 2.1.10.9; SBN314)。ここからヒュームの議論の中心は金銭のかたちでの所有に移る。ヒュームは言う。「吝嗇漢は自分の持ち金に喜びを覚える。つまり、その金によって得られる、生活を気持ちよく便利にするあらゆるものを手に入れる力に喜びを覚える。40年もその富を手もとに置いて全く使いもせず、従ってどんな種類の推論によっても、自分の持っているものが全くない場合と比べても、こうした快が実際に存在するとは言えないのにもかかわらず、そうなのである。」

一般に、ある人があることをなさないであろうという強い証拠がない限り、その人は、それをなす力があると考えられる。しかし、金銭にかかわっては、自分がそれを使わずに取っておくのが確

実な場合も、その持ち主は、持ち金を使う力を自分が持っていると思像する。ヒュームはこう指摘する。

金銭と相互依存

ここでわれわれが気づくのは、一般的に、人が自分のなそうと思ふ事をなす力と、人が自分の持つ金銭で手に入れようと思ふものを手に入れる力との対照である。これは、人が自分だけで、他の人々の助けなしにできることと、他の人々の助けを借りてはじめてできることの区別と言える。金銭を使うのは、明らかに、また不可避免的に、人の助けを借りなければできないことである。一定の額の金銭で何かを、また何を贖うことができるかどうかは、何がどのような価格で市場に提供されているにかかっている。ここには、比喩的ではない、「労働の分割」が見て取れる。『人間知性の研究』で「人々の相互依存」を論じていることは上でも触れたが、そのさいヒュームはこう述べる。「どんなに貧しい職人が、一人で働く場合でも、(中略) 予期するのは、その人が作った品物を市場に持ち込み、理にかなった値段で売り出すとき、買い手が見つかるだろうということ、そして、自分が得た金銭によって、他の人々に、自分が生きていくのに必要な品物を供給させることができるということである。」(E 8.17; SBN89) 金銭の働きは、人々の相互依存の最も明白な事例の一つであり、この場合、ある人の行動の成功は他の人々がいかに行動するにかかっているのである。

本当は自分の持ち金を決して使うことのない吝嗇漢は、持ち金を実際に市場に持ち込むことはなく、したがってそれが受け取ってもらえないという仕方での自分の予期を裏切られることはない。しかし、自分の持ち金でなんでも買うことができるというこの人の想像は、それが市場で受け取ってもらえるという予期に依存している。多くの人々はこのような吝嗇漢ではないので、自分の持ち金によって持っている力は、単に想像上のものでなく、実際に存在している可能性がある。しかし、その力の存在は、市場が正常に働くこと、市場システムを支える人々がちゃんと仕事をしていることにかかっている。しかし、多くの人々は、その分野の専門家でない限り、そのシステムと、それを支える人々の仕事について、大して具体的な考えを持っていない。ここに、他の人々の仕事への依存と、その仕事についての具体的な考えの欠如が、パトナムの「言語的分業」の場合とパラレルな仕方で見取れる。さらに、金銭で物やサービスを手に入れる力の場合、その力で人が手に入れようとする対象の観念は、非専門家の、例えば金の観念よりも具体性を欠いている。なぜなら、人は、持ち金を何のために使うのか決めず、手に入れる対象の種類の観念を持たないままでも、持ち金による力を持っていると考えることができるからである。

至る所にある他者依存

その一方、個別的な対象の所有に、所有者と所有の対象の知覚可能な関係が伴う場合もある。このような場合にも、上に述べたのと同様の、曖昧さと他者への依存が結びついている事態を見出すことができるであろうか。

最初に、他者への依存にかかわる一般的な論点に触れておく。所有は、社会の成員の一致ないし合意に基礎をおくため、一般的に言っても、人々の最小限の協力を依存している。周知の通り、これはヒュームの正義論の中心的なテーゼの一つである。

以上を確認しておいて、人とその所有物がはっきりとした知覚的關係をもっていると思われる

個々のケースに目を向けることにする。動物を狩る、あるいは果実を摘むのは、一見、自然界の対象を取り上げ、自分のものにする非常に単純な方法のように見える。ロックであれば、そのようにして、人はその対象に自分の労働を加え、自分の所有とするのであり、それには他の人々の同意は必要ないと言うであろう (Locke 1988, pp. 287ff.)。しかし、ヒュームの見方は異なっている。

狩りで動物を追いつめたとき、場合によっては実際に捕まえる前でも、その動物に対する権利が生じる場合がある。ヒュームはそう述べているように見える。例えばこんなふうに。「ノウサギを、これ以上ないほど疲れ切るまで追いつめた人は、別の人々が彼の前に走り込んできてその獲物を捕らえたとしたら、それは不当だと見なすであろう。」(T 3.2.3.7n; SBN506f) この主張は、対象との知覚可能な関係が所有の必要条件ではないという彼の議論に沿っている。再び引用する。「何らかの物を確保していると言われるのは、それに直接接触しているときばかりではない。それを使用する力があるような位置にあり、そのときの好悪や利害に応じて、動かし、手を加え、あるいはこわすことのできる時もある。」(T 3.2.3.7; SBN506) 対象との知覚可能な関係を作り出す力は、実際に関係を作ることがなくても、それだけですでに所有を成り立たせる。そして、この力の存立は、力の行使の障害、とりわけ他の人々からの妨害がないという推定にかかっている。この推定は誤りと判明することもある。「何らかの対象を使用する力の確実さは、われわれが会う障害がどれだけ蓋然的であるかに応じて増減する。また、この蓋然性は、それと感ぜないあいだに緩やかに増大することがある。そのため、多くの場合、どこで確保がはじまり終わるのかを決定するのは不可能である。」(同)

ヒュームの言うとおりでであるとすれば、自分のものと見なしている物に「直接接触している」場合と、直接接触してはならず、それを自由に用いることに自分の力が及ぶと推定できるくらい近くにいるだけの場合に本質的な違いはないことになろう。自分が何らかの物を実際に手に取っているときでさえ、誰かがやってきてそれを力づくで取り上げることが絶対にありえないとは言えない。対象に対してどのような知覚可能な関係があろうと、それだけでは、所有を確実にするのに十分ではない。

自分のものだと思っている物と自分とのあいだに何かが、あるいは誰かが割り入ってこないという安心はどこからくるのか。われわれはいつも、周りを見回して、怪しい物事や不審な人物がいないことを確かめているのであろうか。そうではないであろう。むしろ、人が自分の所有について安心しているのは、通常、社会がおおむねまともに機能し、社会の成員らがおかしな行動をおおむねとらないという、漠然とした想定のおかげであろう。これと同様に、人が自分の富に覚える満足は市場の機能についての似たような想定の上に立ってであり、言語がちゃんと使えることに不安を覚えないのは、他の言語使用者の行動についての同じような想定ゆえである。かくして、物と所有者とのあいだに知覚可能な関係がある場合でさえ、所有は他の人びとの行ないに依存しているのである。

もちろん、所有の対象が特定の知覚可能な物である場合は、持っている物の観念についての曖昧さはないかもしれない。しかし、その場合でさえ、因果関係としての所有を成り立たせるものが何であるかについて具体的な観念を持つことは容易でない。人が所有について安心していられるのは、社会と人々についての漠然とした想定ゆえだからである。こうして、われわれはここでも、上に見たような曖昧さと依存の結びつきを見出す。

所有の観念の不完全さ

ヒュームは『人間本性論』第三卷第二部「正義と不正義について」のところで、所有の観念の、いわば捉えどころのなさについて述べているが、その根底には、社会と人々についての、上のような漠然とした想定への依存という事態がある。

まず第四節である。上でも触れた箇所であるが、再び引用すると、「ある対象の所有は、それが何らかの実在的な、道徳や心の感情と関連がないものとされるときは、完全に感覚不可能な、考えることさえ不可能な性質である。また、所有が固定しているとか移転するとかいう判明な観念を形成することもできない。」(T 3.2.4.2; SBN 515) 同様の叙述は第六節にも見られる。「所有」と呼ばれるこの性質は、ペリパトス派の哲学が言う想像上の性質の多くと同様のものであり、道徳感情と分離して考察されるとき、主題をより精確に探査すると消え失せてしまう。」(T 3.2.6.3; SBN 527)

先に見てきたとおり、所有が何らかの知覚可能な対象の性質や、人と対象の知覚可能な関係によって成り立つのではないことをヒュームは認める。知覚可能な、「外的な」性質や関係に代わって所有を成り立たせるものは、ヒュームによれば、道徳感情であり、これは、正義の規則を確立する合意ないし一致があって初めて生じるものなのである(同)。

経験論を裏返す

ここまで行ってきた、ヒュームによる所有の説明の検討は、因果性一般についてのヒュームの説明の理解のあり方にどう影響するであろうか。所有が因果性の一種であることについて、ヒュームは強く確信しているらしく、また、所有の問題はヒュームの正義論で中心的な位置を占めている。であるとすれば、因果関係としての所有をカバーする因果性の説明がなければならないであろう。しかし、ヒューム自身の因果論は、通常理解されるような仕方では、この役割を果たすのが難しいように見える。ヒュームの因果論の通説的理解は、おおざっぱに言えばつぎのようなものである。因果関係が見出される場所には、二種類の対象のあいだに、恒常的な近接と継起の関係があり、この近接と継起をくり返し観察ことによって生み出される、一方の対象から他方の対象へと移行する精神の被決定がある。しかし、所有にかんしては、力が行使され、人と対象のあいだに知覚可能な関係を生み出すことがなくても、力の観念が成立することをヒュームは認めている。同じことは、人の行動の場合にもある程度当てはまり、どんな人でも、強力な反対の証拠がない限り、どのようなことでも、それをなす力がないとは言えないと考えられる。こうした場合、原因と結果の関係は、それを確証する経験が実際にある場合に、というより、それが経験によって排除されない限りにおいて、意識的な反省なしに想定されているように見える。こう考えると、いわば「裏返しの経験論」とでも言うべき議論の道筋が示唆される。そこでは、経験が知識を構成する建築ブロックを提供するのではなく、経験は、不適切な部分を削り取っていくことによって、思考の特定の形を規定するのである。

「労働の分割」と「合意」

「言語労働の分割」と、所有をめぐる事情のさらなるパラレリズムは、所有を確立するという「労働」と、所有を享受するという「労働」の分離に見出される。(ここでは「労働」という語を比喩的に拡張した意味で用いており、「労働が所有の源泉である」という字義通りの主張は、今の議論には直接関係しない。)

所有を確立することは一人の主体の行為によって完結することではなく、この人の属する社会の成員が、たがいの所有を一致して承認すること、すなわちヒュームの言う「合意 (convention)」を必要とする。

ヒューム自身のいくつかの叙述は、この合意が、「野生の、手つかずの状態 (wild uncultivated state)」(T 3.2.2.4; SBN 486)³⁾ から社会状態への移行をもたらすという図式を示唆する。しかし、前にも論じた⁴⁾ ように、ヒュームの一見段階的な叙述においては、先に述べられる段階が後の段階に先立って、後の段階で述べられる社会関係なしに存在する、というのではなく、実際には、各段階で述べられる社会関係がすべて並列して存在し、相互に影響を与え合うと理解すべきである。

それを前提に考えると、子どもは、親の配慮と承認のもとに、兄弟たちとのあいだで、自他の所有の区別と確定についての合意に加わるというしかたで所有を確立する「労働」を行なう。そして、家族の外の社会の一員として自らの所有を享受する「労働」を行なう際には、その社会の成員とのあいだでの合意に加わることが見て取れる。また、ある対象の所有を確立し享受するという「労働」は、そのたびごとに、その対象の帰属に関心を持つ人々との合意を要求するであろう。所有の区別を確立する合意とは、野生の状態から社会状態に移行するに際して一回限り行なわれるのではなく、何が誰の所有であるかが問題になる都度ごとに、ある対象の所有について何らかの関心を持ち得る人々のあいだで再確立されるのである。

こうした所有の確立にかかわる「労働」の分割、ないし、合意を繰り返し再確立する過程に照らして見ると、「言語労働の分割」においても、それぞれの「労働」の成立が、その都度の社会的承認を必要とすることに気づく。

パトナムも言うように、「言語労働」の分割は、「非言語労働」の分割に依存し、それを前提としている。ある金属が金であるかどうか判別する「仕事」、金の結婚指輪を売る「仕事」、金の結婚指輪を身に付ける「仕事」が、別々の人々に担われることから、「金」という語を使う必要のある人々の多くにとって、この語の外延を確定する「労働」を行なうことなしに、語を使用する「労働」を行なうことが可能になる。金製品を作り、売る人たちが、金を鑑定する人たちの権威を承認し、鑑定結果を信頼する (Putnam 1975, p. 228)。また、金製品を自分のために手に入れようとする人は、金製品の売り手の誠実さと、その背景にある専門家の鑑定の確かさを承認する。このことにもとづいて、「金」という語をめぐる「言語労働の分割」が成立するのである。

こうして、物件へのプラクティカルなアクセスである所有のあり方と、物件へのセマンティカルなアクセスである言語による指示のあり方を付き合わせてみる。すると、双方の場合に、「意味は頭の中にない」、所有の観念の不完全性という、認知的な外部依存が見出される。それと並んで、物件へのアクセスの二つのあり方において、「労働の分割」と、それぞれの「労働」の成立のための、その都度その都度の「合意」ないし社会的承認の必要性が見て取れる。これらの発見から、二つの活動を支える社会の成員どうしの根深い相互依存がいつそう明らかに示されると言える。

「合意」における「表出」と「知識」

これらの「合意」ないし承認が、社会の成員全員による明示的な意思の表明を伴うことはまれである。「住まいを構え、子どもを養う」(Hume 1987, p. 562; 伊勢 2016, p. 9) 者として、新たに所有者の社会に加わる若い成人たちが、その所有を確立するのに必要な社会的承認は、関係する人々による明示的な意思表示という形ではなく、むしろ、新たに独立した成員として社会に加わる人たちの所

有に対して、それに関心を持ち得る人々の誰も、異議を唱えたり、力づくで手を出したりしないという形で表わされるであろう。親による子どもたちのあいだでの家財の分配の場合は、関係する「社会」の各成員が、積極的な関心を持ち、明示的に意思を表明する動機を持つであろうと思われる。しかし、この場合でも、親と子のあいだ、子のあいだの年齢、性別、その他の差異による力関係、その他諸々の事情によって、意思の表明が妨げられる、ないし、意思の表明の可能性そのものが意識に上らないことが、しばしばあるであろう。逆に、家族のあいだの財の分配にかんしても、家族以外の社会の成員が異議をさしはさむことも不可能ではない。しかし、ほとんどの場合は、家族の外から異議を申し立てる者が誰もいないことをもって、その分配は社会的承認を受けたものと見なされる。いずれにせよ言えるのは、所有をめぐる「合意」が要求するのは、大半の場合、承認の意思の表明ではなく、むしろ、ある対象の所有の帰属について明示的な異議が表明されないことであろう。

「言語労働」の分割を支える「合意」ないし承認は、「非言語労働」の分割を支えるそれに他ならない。金を鑑定する人の判定を、金製品を作り売る人が受け入れる。このとき、鑑定者がその判断を伝えること自体は、明示的な言語行為として行なわれる。しかし、この判断が間違いのないものとして通用することは、鑑定者の権威の社会的承認を前提とし、この承認自体は常に明示的な手段で表わされるわけではない。金製品を購入し、使用する人は、それを売る人が、偽の金製品を売りつけるのではないことを信頼する。この売買自体は明示的な取引の形をとるが、売り手と買い手の取引の成立は、やはり、市場における通常の行動規範に従うプレイヤーとしての相互承認に依存し、この相互承認は、明示されることなく前提されている。こうした承認の連鎖が、金を鑑定する専門家の権威の承認を含んでいることによって、「金」という語をめぐる「言語労働」の分割が成り立つ。

このように、社会の成員の物件へのアクセスを支える「合意」ないし承認は、明示的な意思表示とは異なる形態を一般的にと考えられる。しかし、ヒューム自身は、「合意 (convention)」は、ある種の「表出」を伴うと述べている。「自分以外の人を、その人の財物を確保している状態に置いておくのが、その人が私に対して同じ仕方で振舞うのであれば、自分の利益のためであると、私は見てとる。その人も、自分の行ないを統制することに、同様の利益があると気づいている。この、利益への共通の気づきがたがいに表出され、双方に知られると、そのことが、相応の決意と行動を生み出す。」(T 3.2.2.10; SBN 490)

「表出する (express)」、「知る (know)」といった用語は、表出や知識の対象が、明示的な観念として精神に現前するという含意を持つと見るのが自然であろう。ヒュームが、約束についての議論で、「約束はいかなる精神の作用を表出するか」という問いを立てるとき (T 3.2.5.2f; SBN 516f) も、「表出」は、何らかの明示的な「表出の対象」を要求することが、その前提となっている。

しかし、合意を構成する「表出」や「知識」、については、それとは異なる理解がなされるべきである。ヒュームが、自他の所有の区別のもとにある「合意」が「約束」を介しないことを強調していることから見て、「合意」を構成する「表出」は、少なくとも、言語表現による明示的な表出ではない。

ヒューム自身は、約束を伴わない合意の例として、二人の人が一艘のボートのオールを引くという、積極的な協力の事例を挙げている (T 3.2.2.10; SBN 490)。この例では、たがいの共通の利益としての、ボートの進行を、それぞれが明示的に意識していると考えたくなる。しかし、所有の確立の合意が要求するのは、それぞれが自らの所有を享受する力の行使に対する人為的な障害ないし妨害

の不在であり、達成されるべき明示的な目標の共有ではない。ではあるが、明示的な共通の目標を持たない行動の協調というのは何ともとらえどころのない事態である。一艘のボートのオールを引く二人の人のイメージは、このとらえどころのない事態を何とか可視化するための比喩と言うべきであろう。このように、本性上可感的、可視的でないものに可感的、可視的な形を与えようとする努力は、所有の移転の際に対象の引き渡しを、実際の対象の引き渡しが不可能なばあいには実際の対象に代わる象徴的な対象の引き渡しを要求するという、ヒューム自身が迷信的な宗教の儀式になぞらえる慣行 (T 3.2.4.2; SBN 515f.) と同じ源泉を持つと言える。

比喩として、所有を支える行動の協調により近いものをヒュームに代わって求めるとすれば、いっしょにボートを漕ぐという共通の目的のための積極的な協力よりも、むしろ、人々がおたがいに体をぶつけることなしに道を行き交うというような、各人が別々の目的をもって行動しながら、たがいの行動を妨げないようにミニマルな協力を行なう場合を挙げることができる。この例においてさえ、実際に道を歩くとき、人は、妨げを受けずに前へ進むという力をすでに実際に行行使している。対象に実際の力の行使を行なうことなしに所有しているという状態は、実際に道を歩くかどうかにかかわらず、道を随意に通行する自由を保持している状態の方に対応するであろう。

この場合の、「表出」と「知識」のあり方を、所有を支える合意についてのヒュームの記述に倣って、このように言い表わすことができよう。「自分以外の人を、人に邪魔されずに道歩ける状態に置いておくのが、その人が私に対して同じ仕方で振舞うのであれば、自分の利益のためであると、私は見てとる。その人も、自分の行ないを統制することに、同様の利益があると気づいている。この、利益への共通の気づきがたがいに表出され、双方に知られると、そのことが、相応の決意と行動を生み出す。」

人々は、それぞれの進路が妨害されないという「利益への共通の気づき」を持つ。そして、おたがいに体をぶつけ合うことなく行き交うという行動が実際に行なわれるたびに、この気づきが「表出」される。そして、この行動が成功し、人々が同様の成功を当然の前提として振る舞うとき、たがいの気づきに対する「知識」が成立する。共通の目的達成のための積極的な行動でなく、異議や妨害の不在によって成り立つミニマルな協調行動の場合、相手の行動にあえて異議を唱えたり、力づくで妨害したりしないこと自体が、たがいが同様に振る舞うことの利益に気づいていることの「表出」を構成し、この協調の継続を当然の前提として行動することが、この気づきの「知識」を構成するのである。所有を支える合意、金の鑑定や売買の前提となる合意においても、「気づき」、「表出」、「知識」は同様の、非明示的な形を取っていると考えられる。

非明示的な次元の重要性と脆弱性

このような、対象の明示的な意識を伴わない「気づき」、「表出」、「知識」は、それぞれの概念の典型的な適用例からはかけ離れているように見える。しかし、これらの用語は、単に比喩的に拡張されたしかたで用いられているのではない。その点で、言語共同体の成員の行動を「労働」と呼ぶのが単なる比喩であるのとは異なっている。

ヒュームの職人の例では、商品の売り手と買い手のあいだの明示的な関係が、安定した社会秩序の継続という、通常は前面に出てこない要素を前提とする。同様に、明示的な協力や取引においては、共通の、あるいはそれぞれのアクターの目的や利害についての明示的な共通知識が要求される。これに対して、明示的な協力や取引を行なう前提として、それぞれのアクターが備えるべき資格要

件については、それを疑う具体的理由がない限り、いちいち明示的に確認されないのが普通である。自分が売ろうとする商品の対価として差し出された貨幣が本物であることの証明をいちいち求めることは、贋金が出回っているという情報がない限り、ありそうにもない。また、買い手となろうとする者がその金の正当な持ち主ないし借り手であること、また、誰かを害する目的でその商品を買おうとするのでないこと、さらには、その者がゾンビとか、幽霊とか、宇宙からの侵略者とか、レプリカントとか、取引相手になり得ない存在でないこと等々を確かめようとするのはいっそう考えにくい。もし、こうした可能性をも考慮に入れたら、どれだけの前提が満たされれば、自分の取引相手がノーマルな買い手としての要件を満たしているのかを定めることが不可能であろう。

しかし、明示的に確認されないままに当然のこととして前提されているもろもろのことがらは、もしその前提がくつがえされるならば、協力や取引の目的達成を妨げるものであるという点では、明示的な目的や利益についての信念の対象と同様である。社会におけるわれわれの行動の成功は、無数の、具体的に特定さえできない前提が社会の成員に共有されており、実際に妥当することに依存している。非明示的な「知識」、その知識をもたらす「気づき」と「表出」は、共有される利益や目的の明示的な知識が成立する不可欠の条件である。

こうした重要性の反面、これらの前提の内容が具体的に特定され得ないということは、そのいずれが、不意打ちのようなしかたで、予期せず裏切られる可能性をあらかじめ排除できないことを意味する。取引の相手が贋金をつかませようとしているのではないか、他人から預かった金を自分のために使おうとしているのではないか、買った商品を凶器として使おうとしているのではないか、火星の植民地から逃げ出したレプリカントではないか。こうしたすべての問いをあらかじめ列挙し、それぞれに確実な答えを用意しておくことは不可能である。それだけでなく、こうした前提を裏切り、不意打ちを食わせることは、その前提自体の内容が明確に意識されず、したがってそれがくつがえされる可能性もまた念頭に上りにくければ、それだけよりいっそう容易になる。われわれは、社会の中で出会う人々に対して、その人たちが、われわれの無意識な予期を裏切り、不意打ちを食わせるような行動に出ないと信用してこそ、当たり前道を行き交い、物売り買いすることができる。しかし、社会の成員一般に対するこのようなミニマルな信頼は、信頼一般がそうであるように、実際に裏切られる、あるいは裏切りの具体的な可能性が認識されるまでは、相手に対して何を信頼し委ねていたのかが明らかにならないという特徴を持ち、自分が価値を置くものを損ねる力を他人に与えるという点で、自分を脆弱な立場に置くのである (Baier 1993, pp. 106f., 110; 伊勢 2016, p. 7)。

人は、社会の成員との因果的インタラクションを介して、物件について考え、語る認知的・言語的アクセス、物件を排他的に支配し使用するという実践的アクセスを確保する。こうして確立する人と物件の関係自体が、因果的である。こうして、人は他者との協調によって自分一人の力を超える目的の達成を可能にする。しかし他方で、他者との協調に依存することは、自分にとっての善の達成をある程度他者の行動に委ねるという点で、弱さと不確実性を抱え込むことにもなる。人間が、社会を形成することが、そもそも人間が個人個人で自然に立ち向かうときの弱さと偶然に左右される危険を克服し、強さと、能力と、安全 (T 3.2.2.2-3; SBN 484f.) を高めるためである。しかし、社会の中で生活することにより、人間は自然に対する脆弱さを補うことができると同時に、社会の他の成員に、あらかじめ具体的には明らかにできないしかたで依存することによって、別の種類の脆弱

さを引き受けるのである。

付記

本研究は JSPS 科研費 25370035 および 16K02146 の助成を受けている。

また、本稿は、2016 年 5 月 8 日の応用哲学会第 8 回年次大会における発表、および同年 8 月 20 日に行なった The 3rd Conference on Contemporary Philosophy in East Asia における発表をもとにしている。

注

- 1) ヒューム『人間知性研究』のテキストの箇所は、略号 'E' に続き、Hume 2001 のパラグラフ番号、および Hume 1975 のページ数で示す。
- 2) ヒューム『人間本性論』のテキストの箇所は、略号 'T' に続き、Hume 2007 のパラグラフ番号、および Hume 1978 のページ数で示す。
- 3) ほかに「手つかずの自然本性 (*uncultivated nature*)」、「粗野で未開の人々」(T 3.2.2.8; SBN 488) など。さらに、T 3.2.2.4 をつうじて、一対の男女の結合から、その子どもたちを含むより大きな社会へと進む、社会の形成の段階的過程が描かれる。
- 4) 伊勢 2016, pp. 10f.

参考文献

- Baier, Annette C. (1993), "Trust and Antitrust", *Moral Prejudices*, Harvard University Press, pp. 95-129.
- Hume, David (1975), *Enquiries concerning Human Understanding and concerning the Principles of Morals*, edited by L. A. Selby-Bigge and P. H. Nidditch, Oxford University Press.
- (1978), *A Treatise of Human Nature*, edited by L. A. Selby-Bigge and P. H. Nidditch, Oxford University Press.
- (1987), "Love and Marriage", *Essays, Moral Political, and Literary*, edited by Eugene F. Miller, Liberty Fund, pp. 557-562.
- (2001), *An Enquiry concerning Human Understanding*, edited by Tom L. Beauchamp, Oxford University Press.
- (2007), *A Treatise of Human Nature*, edited by David Fate Norton and Mary J. Norton, Oxford University Press.
- 伊勢俊彦 (2016) 「経験世界のヒュームの再構成 (一)」、『立命館文学』第 647 号、1-13 ページ。
- Locke, John (1988), *Two Treatises of Government*, edited by Peter Laslett, Cambridge University Press.
- Putnam, Hilary (1975), "The meaning of 'meaning'", *Mind, Language and Reality*, Cambridge University Press, pp. 215-271.

(本学文学部教授)